

社会基盤

基本目標

2

コンパクトで効率的な都市づくり

都市基盤



1.公園・緑地の整備

社会的な潮流と課題

公園・緑地は、生物生息環境として貴重な空間であるとともに、子育てや健康、レクリエーション等の交流の場や災害時の避難場所として重要な都市基盤です。

一方、都市公園では、遊具等の老朽化への対策が求められているとともに、維持管理運営の面では、官民連携を活用した効率的な手法が求められています。

解決に向けた町の取り組み

スポーツやレクリエーションの交流の場としての既存公園は、計画的に維持管理し、加えて運動公園の整備を推進してきました。町の市街地及びその周辺には貴重な緑地として河川空間があり、堤防舗装が進んでいます。休日はウォーキングやサイクリングの利用が増加しており、これら利用者の休息・いこいの場として道の駅・川の駅の利用を促し、地域活性化につなげる必要があります。

基本方針

- 運動公園の第2工区における整備計画を検討し継続的な整備に努めます。
- 既存の公園や緑地の適切な維持管理に努めます。
- 市街地では、民間開発等土地利用計画に基づき緑地の配置を推進します。
- 狩野川の水辺空間とまちづくりが連携し、流域・地域活性化に寄与するかわまちづくりを推進します。

施策の基本方向

- (1) 公園・緑地・水辺環境等の整備
- (2) 都市緑化の推進

主要事業

- ▶ 運動公園整備事業
- ▶ 都市公園及び小公園維持管理事業

協働の視点

運動公園を積極的に利用しましょう。

緑化推進イベントに参加しましょう。

都市公園を活用し、地域コミュニティを大切にしましょう。

川の駅の利活用を地域で考えましょう。

めざす目標

運動公園の整備率	
現状数値（令和3年度）	57%
目標数値（令和8年度）	59%



函南運動公園

社会基盤

都市基盤

基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり

2.上水道の整備

社会的な潮流と課題

我が国の水道普及率は98%を超えているなか、人口減少や節水型機器の普及等により、今後も水需要の減少が懸念されており、給水収益の減少を見据えた効率的な水道事業の経営が求められています。

一方で、水道施設等の老朽化に伴い、今後はさらなる更新整備を促進し、安全・強靱な水道施設を維持していくため、計画的に更新を行っていく必要があります。

解決に向けた町の取り組み

町では、水の安定供給のための整備を進めておりますが、老朽化した水道施設のさらなる耐震化が重要な課題です。

また、有収率^{※1}の関連から老朽管の布設替えや地震等に備えた耐震管への更新も進めており、上水道事業においては管路更新計画に基づき更新を進め、簡易水道事業においては、改修・修繕を基軸とし維持管理に取り組んでいきます。施設の維持、更新を計画的に進めていきます。

安定した水供給を継続していくため水道事業全体の状況分析を行い、必要な財源を確保するため、適正な水道料金への改定を検討します。

基本方針

- 水道事業全体の基本計画となる水道ビジョンや老朽管等の耐震化を含めた更新計画に基づき、水の安定供給を図ります。
- 水道施設の整備計画としてのアセットマネジメント^{※2}の策定等、水の安定供給のための諸計画を策定します。
- 安全で良質な水の供給を目的とした、水質保全と監視に努めます。

- 上水道事業における老朽管等の耐震化を含めた更新事業を計画的に行います。
- 簡易水道事業水道施設の維持管理のため、老朽管等補修事業を継続的に行います。
- 上水道、簡易水道事業ともに、経営状況を的確に判断し安定した永続的な事業経営を目指します。

施策の基本方向

- (1) 水道事業の安定経営
- (2) 水道施設の更新（耐震化）

主要事業

- ▶ 浄水場修繕・更新整備事業
- ▶ 老朽管等の更新（管路耐震化）事業
- ▶ 水質管理体制の強化
- ▶ 第1浄水場更新整備事業

協働の視点

節水に心がけ、水を大切に使いましょう。

安定した水供給のため、水道管修理・施設更新等に協力しましょう。

めざす目標

耐震管布設延長（配水管及び送水管）※
現状数値（令和2年度）・・・21km
目標数値（令和8年度）・・・25km

※ 今後の耐震工事計画は基幹管路や推進工法による布設替えが多く含まれ、費用に対して施工延長が延びにくくなります。

※1 有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

※2 アセットマネジメント：資産管理のこと。中長期的な視点から、水道施設を効率的かつ効果的に管理運営する体系化された実践活動のこと。

社会基盤

基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり

都市基盤

3.生活排水の処理

社会的な潮流と課題

快適な生活環境づくりと良好な水環境保全には、生活排水処理施設の整備が不可欠です。生活排水処理施設には、下水道や集落排水、合併処理浄化槽等があり、それぞれの施設で計画的な整備、適切な維持管理が求められています。

人口減少等により財政状況がさらに厳しくなるなか、生活排水処理施設はより効率的・効果的な整備と施設の老朽化による更新や長寿命化、大規模地震に備えた耐震化が求められています。

また、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業は、環境保全の共通概念のもと、国から示された「都道府県構想策定マニュアル」により、今後、生活排水処理施設の整備を令和8年度末までに概ね完成させることが求められています。

また、狩野川東部流域下水道の区域として位置付けられており、処理場の維持管理は、静岡県が実施しており、静岡県とともに伊豆市・伊豆の国市と協調して今後も継続していきます。



狩野川東部浄化センター

解決に向けた町の取り組み

町では、良好な水環境の保全や快適な生活環境を創出するため、「函南町生活排水処理基本計画」に基づき生活排水対策を計画的に進めています。

公共下水道の整備を進める一方で、公共下水道認可区域外や農業集落排水区域外の合併処理浄化槽への切り換えに補助金制度を設けています。

公共下水道の全体計画の見直しや整備方法の再検討を行い、より効果的かつ効率的に整備します。

また、老朽化し耐用年数を過ぎた施設の長寿命化の必要性を調査し、計画的な更新・改修を行います。

さらに、大規模地震による被害の軽減を図るための耐震化事業を重要な污水管渠（汚水量の多い管渠、緊急輸送路等に埋設されている管渠）から計画的に行っています。

農業集落排水事業は、中長期的な維持管理計画を策定し安定した事業運営を行います。

合併処理浄化槽の普及促進は、国、県の補助金が令和8年度で打ち切られることが想定されているため、町の助成制度のあり方について検討します。

下水道事業や農業集落排水事業は公営企業会計の適用を受け、資産管理の変更、経営戦略の策定も義務化され、アセットマネジメントを踏まえた経営に取り組む必要があります。

公共下水道、農業集落排水区域外のし尿や浄化槽汚泥は、し尿処理施設にて処理し液肥として利用を図り、供給先となる農地や農家等の確保に努めるとともに町主催のイベント開催時に、一般利用者へ無料配布についてPRし利用を促進します。

また、し尿処理施設の老朽化が進んでいるため、適切な維持管理を行い、計画的な更新・改修を実施し延命化対策を行います。

社会基盤

都市基盤

基本方針

- 公共下水道の整備は効率よく計画的に行い、下水道事業の安定経営に努めます。
- 合併処理浄化槽は、適切な維持管理と定期清掃の啓発を行います。
- 公共下水道及び農業集落排水施設は、必要に応じた調査、計画作成を行い長寿命化のための維持管理、更新・耐震化を計画的に行います。
- し尿処理施設の適正な管理・運営に努めます。

施策の基本方向

- (1) 下水道事業の安定経営
- (2) 下水道施設の耐震化
- (3) 未整備地域への整備促進
- (4) し尿処理施設の維持管理補修事業及び延命化の検討

主要事業

- ▶ 生活排水処理施設未普及対策事業（10年概成アクションプラン）
- ▶ 公共下水道の重要な污水幹線等の耐震化事業
- ▶ 既設生活排水処理施設の維持管理、長寿命化、更新事業
- ▶ 合併浄化槽設置の普及促進事業

協働の視点

公共下水道供用開始区域への接続が可能となった場合、早期に接続しましょう。

公共下水道を適正に利用しましょう。

浄化槽の適正な維持管理に努めましょう。

めざす目標

公共下水道供用面積
現状数値（令和2年度）・・・484.1ha 目標数値（令和8年度）・・・583.9ha

重要な污水幹線等の耐震化整備延長
現状数値（令和2年度）・・・5,720m 目標数値（令和8年度）・・・5,860m

合併処理浄化槽設置基数 [※]
現状数値（令和2年度）・・・1,558基 目標数値（令和8年度）・・・1,633基

※ 公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外

生活排水処理施設使用率
現状数値（令和2年度）・・・74.8% 目標数値（令和8年度）・・・80%



下水道工事

総 論

1 将来都市像の実現に向けて

2 基本計画の施策体系

3 後期基本計画の取り組み

基本目標1
環境・防災

基本目標2
社会基盤

基本目標3
健康・福祉

基本目標4
教育

基本目標5
産業

基本目標6
交流にぎわい

社会基盤

基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり

交通基盤

交通基盤



1. 道路交通網の整備

社会的な潮流と課題

道路は、都市における社会・経済活動を支える根幹的な施設です。

少子・超高齢化社会の急速な進展等で、厳しい財政状況に加え、道路特定財源の一般財源化や橋梁をはじめとした道路施設を含む公共施設の維持・更新費用の大幅な増大等、道路を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。



改良が進む町道 1-6 号線



橋梁点検の様子

解決に向けた町の取り組み

町内の道路は、主に広域幹線道路、幹線道路、生活道路の3種類の道路により交通網が形成されています。

沼津市から下田市までを結ぶ伊豆縦貫自動車道のうち、東駿河湾環状道路部分の沼津岡宮ICから函南塚本ICまでの区間が平成26年2月に供用開始されたことにより交通量が増加しており、アクセス道路の整備による交通ネットワークを確立する必要があります。

主なアクセス道路として、国道136号の他に5つの都市計画道路がありますが、肥田仁田線、八ッ溝仁田線、平井仁田線について優先的な整備に努めます。

主要町道は、「通学路交通安全プログラム等に基づく“ふじのくに”の安全・安心なみちづくり」整備計画に基づく歩道整備として、町道1-4号線、町道1-6号線、町道1-8号線について優先的な整備に努めます。

市街地の生活道路は、現状の幅員が狭く、緊急時の車両通行が困難な箇所が見受けられるため、沿道住民の生活と災害時の緊急車両通行の面から拡幅・改良が必要な箇所について、事業を推進していきます。

老朽化が進む橋梁・トンネルは、長寿命化修繕計画等に基づき、橋梁(203箇所)、トンネル(2箇所)の点検・補修を行っています。また、耐震性が不足している橋梁・トンネルは、耐震補強を行っています。

社会基盤

基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり

交通基盤

基本方針

- 広域幹線道路は、アクセス性の確保や沿道環境の維持について、関係機関に整備促進を働きかけます。
- 幹線道路は、東駿河湾環状道路にアクセスする都市計画道路等を優先し整備に努めます。
- 生活道路や農道・林道は、必要性・緊急性の高い箇所から計画的に整備を行います。
- 舗装・橋梁・トンネルは、長寿命化修繕計画等に基づき、点検・補修等を行います。

施策の基本方向

- (1) 広域幹線道路の整備
- (2) 幹線道路の整備
- (3) 生活道路の整備
- (4) 舗装・橋梁・トンネルの点検・補修等の実施

主要事業

- ▶ 伊豆縦貫自動車道の整備促進
- ▶ 主要地方道及び一般県道の整備促進
- ▶ 広域幹線道路へのアクセス道路(都市計画道路)のネットワークの充実と整備促進
- ▶ 主要町道の整備
- ▶ 狭あい道路^{※1}の整備
- ▶ 舗装・橋梁・トンネルの点検・補修等の実施

協働の視点

地域の道路美化活動に参加しましょう。

めざす目標

町道の歩道整備率 [※]
現状数値(令和3年度)・・・69%
目標数値(令和8年度)・・・90%

※「通学路交通安全プログラム等に基づく“ふじのくに”の安全・安心なみちづくり」整備計画に基づく歩道整備を対象とする。(町道1-4,1-6,1-8号線)



東駿河湾環状道路

※1 狭あい道路：幅員4m未満の道路で、一般の交通の用に供される道路。

社会基盤	
基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり	交通基盤

2. 地域公共交通網の形成

社会的な潮流と課題

我が国では、車社会の普及に伴ってバス等の公共交通に頼らない生活が広がっています。

しかし、高齢者をはじめ自家用車を利用できない人々は、公共交通がなければ移動が制約され、不便な生活を強いられることになります。

これまで、地域の公共交通は主として民間の交通事業者が支えてきましたが、近年では利用者の減少が赤字路線の拡大を招き、民間交通事業者の赤字路線からの撤退が地域の移動利便性を低下させ、さらなる利用者の減少を招くという悪循環に陥っています。

地域公共交通の弱体化が進行しているなか、行政、地域住民、交通事業者が協力して地域に最適な地域公共交通の全体像を描き、計画的に充実していくことが求められています。

基本方針

- 持続可能な地域公共交通網の形成を目指し、地域公共交通網形成計画に定めた事業を実施します。
- 計画に基づく本格運行の実現を図ります。
- 地域公共交通網の形成状況を評価・モニタリングし改善につなげます。
- 町民による公共交通導入への気運の醸成を図ります。

施策の基本方向

- (1) 地域公共交通の事業化
- (2) 地域公共交通の利用促進策の検討・実施

主要事業

解決に向けた町の取り組み

町では、地域公共交通会議を平成25年度より開催し、町内の公共交通に関する対策を検討しています。

これまでに実証実験（既存路線のサービス水準向上、新規路線運行）や町民アンケートを実施し、地域公共交通に関するニーズを把握したところ、将来の公共交通網の形成が必要とされており、公共交通の基本計画である地域公共交通網形成計画を策定しました。

公共交通に関する事業はこの計画に基づき実施し、公共交通網の形成を実現します。

社会基盤	
基本目標2 コンパクトで効率的な都市づくり	都市経営

都市経営



1. コンパクトプラスネットワークの都市構造の実現

社会的な潮流と課題

都市計画は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の確保を図ることを目的に、土地の適正かつ合理的な利用を実現するためのものです。

かつては、国が土地利用のコントロールやまちづくりに関する規制・誘導をしていましたが、近年その権限の多くが、地方自治体へ移譲されています。

人口減少に対応した新たな都市構造としてコンパクトシティ※¹の実現が推進され、それらに関する法制度が整備されています。また、店舗や住宅等の空家化への対応として、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されています。

解決に向けた町の取り組み

域内への農業の6次産業化に関連した企業誘致等を積極的に推進し、効率的で収益性の高い農業経営を目指す必要があります。

都市計画として求められる対応

将来的な人口減少や超高齢化社会を見据えると、誰もが安全・安心して暮らしやすい公共交通ネットワークと連携したコンパクトな都市構造の整備が求められています。

特に、高いポテンシャルがある平井耕地や函南駅周辺では、今後の土地利用について土地の所有者等の意向を確認しながら、前向きに検討していく必要があります。

町内で増加傾向にある空家等は、それらを有効活用した移住・定住促進による地域活性化や地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことへの対策が

町の都市計画の変遷と現在

町では、市街化すべき区域と市街化を当面抑制すべき区域の指定（区域区分）を昭和51年に行って以降、その時々的人口や産業動向を見定めながら変更を行い現在に至っています。

最近では、平成26年に東駿河湾環状道路の供用開始に伴い、沿道の用途地域の見直しを行うとともに、商業施設や業務施設を誘導するために、よりきめ細かい土地利用誘導手法である地区計画を導入しました。

人口減少が進むなか、都市としての健全性を維持するには、雇用の場を増やし、若年層の定住を促す必要があり、企業誘致を積極的に推進することが求められます。

町の主力産業である農業においても、ふじのくにのフロンティアを拓く取り組みにおける推進区

※ 1 コンパクトシティ：1) 高密度で近接した開発形態、2) 公共交通機関でつながった市街地、3) 地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のことを示す。



拠点循環バス出発式

基本方針

- 良好な住環境や都市機能、景観環境に配慮した都市景観の実現に向けて総合的かつ効率的な土地利用の推進に努めます。
- 土地利用に関する上位計画である「国土利用計画」、「都市計画マスタープラン」及び個別法等の適正な運用を図ります。
- 行政や町民、民間等が一体となって持続可能なコンパクトなまちづくりを推進します。
- 個性や特性を活かし自立した地域づくりに向けて、町民やNPO、民間等の地域主体と協働し、都市計画制度に関する改革のタイミングを捉えてまちづくりを推進します。

施策の基本方向

- (1) 適正な土地利用の推進
- (2) 景観整備の推進
- (3) 土地区画整理事業の推進
- (4) 立地適正化計画の改定
- (5) 空家等対策計画の改定
- (6) 平井耕地や函南駅周辺における土地利用計画の検討
- (7) ふじのくにのフロンティア推進区域における農業の6次産業化の推進



東駿河湾環状道路周辺の土地利用

主要事業

- ▶ 第3次国土利用計画推進事業
- ▶ ふじのくにのフロンティアを拓く取り組み推進事業
- ▶ 立地適正化計画改定事業
- ▶ 土地利用対策事業
- ▶ 平井耕地土地利用計画検討事業
- ▶ 函南駅周辺土地利用検討事業

協働の視点

国土利用計画に沿った秩序ある土地利用を理解しましょう。
コンパクトなまちづくりを理解しましょう。
景観に配慮した魅力あるまちづくりへの理解と協力をしましょう。
まちづくり活動へ積極的に参加しましょう。

めざす目標

関連する個別計画の策定
立地適正化計画の改定（令和5年度）

景観まちづくりの推進
眺望地点の指定・・・・・・・・・・ 21箇所

居住誘導区域内人口密度
現状数値（平成27年度）・・・・・・・・ 62.4人/ha
目標数値（令和8年度）・・・・・・・・ 61.5人/ha

2.住宅環境の整備

社会的な潮流と課題

人口減少・少子・超高齢化社会では、若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らせる住生活の実現が求められています。なかでも、既存住宅の流通や空家等の利活用、住生活産業の活性化等、新たな住宅政策の推進が図られています。

一方、建築基準法の改正により、新たな耐震基準が導入された昭和56年以前に建てられた住宅の老朽化が進み、災害時に倒壊・延焼するなど都市構造上の危険も指摘されています。

解決に向けた町の取り組み

人口減少等に伴う空家等の実態の把握に努めるとともに、適切に管理されていない空家等の所有者に対し、責任ある解決行動を促す支援等を行い、その解消及び活用機会の創出に取り組み、コンパクトで効率的な都市づくりを進める必要があります。

一方、耐震基準を満たしていない住宅または、老朽化した住宅についても解消のための支援を行う必要があります。

また、老朽化が進む町営住宅については、長寿命化計画に基づいた維持管理が必要となります。



町営住宅

基本方針

- 住宅・住宅地の安全性を確保します。
- 人や環境に優しい住宅・住環境の向上を図ります。
- 移住・定住を促進する住宅支援・住宅地を整備します。
- 函南町空家等審議会での審議を踏まえながら、空家等の利活用を促進します。

施策の基本方向

- (1) 安全で安心な住環境向上と居住性向上のための整備
- (2) 町営住宅の長期的な保全や維持管理

主要事業

- ▶ ニュータウン計画の誘導
- ▶ 地震対策事業（TOUKAI-0）
- ▶ 住宅リフォームの支援事業
- ▶ 空家等対策事業
- ▶ 空家等対策計画改定事業
- ▶ 函南町営住宅長寿命化計画に基づく町営住宅の維持管理事業

協働の視点

危険な状況となる空家等の発生を抑制するために住宅の適正管理をしましょう。

めざす目標

住宅の耐震化率
現状数値（令和3年度）・・・ 87.1%
目標数値（令和8年度）・ 95.0%以上